

岐阜県公報

第 六 百 三 十 二 号
令和 七 年 十 月 二 十 一 日
(火曜日)

目 次

告 示

- 医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定 (地域福祉課) 四五七^{ページ}
- 医療扶助又は医療支援給付のための指定訪問看護事業者等の指定 (同) 四五八
- 指定医療機関の廃止の届出 (同) 四五八
- 指定訪問看護事業者等の廃止の届出 (同) 四五八
- 指定訪問看護事業者等の所在地等の変更の届出 (同) 四五九
- 指定介護機関の名称等の変更の届出 (同) 四五九

告 示

岐阜県告示第四百四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和七年十月二十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
澤崎内科クリニックス	瑞浪市益見町一―一二五	令和七・九・一
高山ぶなの杜診療所	高山市三福寺町三七四番地一	令和七・一〇・一
りんこの木こどもクリニックス	高山市三福寺町三七四番地一	同
みのかも藤井眼科	美濃加茂市新池町二丁目七四	同
ぎふ糖尿病・内科クリニックスやまうち	瑞穂市馬場小城町二丁目七一―一	同
かどた内科ハートクリニックス	養老郡養老町押越二二三八―一	同

アクア薬局赤坂店	大垣市草道島町五〇九―二	令和 七・九・一
V・drug 高山三福寺薬局	高山市三福寺町三七四―一	令和 七・一〇・一
きらら調剤薬局倉知店	関市倉知字会所前八三〇番地	同
V・drug 養老中央薬局	養老郡養老町押越二二四―一	同
クスリのアオキ関ヶ原薬局	不破郡関ヶ原町大字関ヶ原三〇九八番地一	同

岐阜県告示第四百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和七年十月二十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指 定 年 月 日
合同会社 R I B	土岐市泉町大富二一五番地の一〇	訪問看護ステーション R I B	土岐市泉町大富二一五番地の一〇	令和 七・八・一
wise 合同会社	大垣市浅草二丁目四六四番地二二	訪問看護ステーション color	大垣市浅草二丁目四六四番地二二	令和 七・九・一
医療法人 O R A L I S S	揖斐郡池田町沓井二五番一	訪問看護ステーション くついで	大垣市赤坂町新町一丁目二二二番地一	同

岐阜県告示第四百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和七年十月二十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
たなかハートクリニック	可児市今渡字鳴子三三九三―一	令和 七・八・二七
澤崎内科クリニック	瑞浪市益見町一―二二五	令和 七・八・三一
渡辺 齒 科 医 院	美濃加茂市森山町三―八―二〇	令和 七・三・三一
第一薬局 今渡店	可児市今渡字鳴子三三九四―三	令和 七・八・三一
アクア薬局赤坂店	大垣市草道島町五〇八―二	同

岐阜県告示第四百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定訪問看護事業者等から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和七年十月二十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	廃止年月日
医療法人 O R A L I S S	揖斐郡池田町沓井二五番地一	訪問看護ステーションくついで	揖斐郡池田町沓井二五番地一	令和六・三・三
株式会社ファーストナース	東京都港区新橋二丁目一二番一六号	訪問看護ステーションあやめ可児	可児市川合五四三番一	令和七・八・三

岐阜県告示第四百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定訪問看護事業者等からその所在地を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和七年十月二十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	居宅介護事業所等の名称
株式会社蓮の郷	大垣市世安町二丁目四五番地一	訪問看護	訪問看護ステーション smile Bee
同	同	介護予防訪問看護	同

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	変更年月日
株式会社蓮の郷	大垣市世安町二丁目四五番地一	訪問看護ステーション smile Bee	新大垣市世安町一丁目四五番地一 旧大垣市東町一丁目八番地一〇二ビル	令和六・二・一六

岐阜県告示第四百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関からその名称等を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和七年十月二十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

居宅介護事業所等の所在地	変更年月日
新大垣市世安町一丁目四五番地一	令和六・二・一六
旧大垣市東町一丁目八番地一〇二ビル	同
同	同
同	同

令和七年十月二十一日発行

発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社